

愛媛県立宇和島水産高等学校専攻科修学支援金支給要領

(目的)

第1条 愛媛県教育委員会が行う愛媛県立宇和島水産高等学校専攻科修学支援金（以下「専攻科修学支援金」という。）の支給の決定等については、この要領の定めるところによるものとする。

(支給対象者)

第2条 専攻科修学支援金の支給対象となる者は、県が設置する宇和島水産高等学校専攻科に在学する者のうち、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高等学校・中等教育学校後期課程又は特別支援学校高等部の専攻科（以下「高等学校等専攻科」という。）を修了していない者
- (3) 高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月を超えない者。
- (4) 保護者等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者がいる場合は当該保護者とし、生徒に保護者がいない場合は当該生徒（当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者）をいう。）の経済的負担を軽減する必要があると認められる者として、第3条第1項に定める者
- (5) 高等学校専攻科のうち大学への編入学基準を満たす過程又は国家資格者養成課程を有する専攻科に通う者

2 前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める時点から支給の対象としない。

- (1) 退学・停学（無期限又は3月以上の者に限る。）の処分を受けた者 処分を受けた翌月
- (2) 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者 翌年度の4月
- (3) 一の年度における出席率が5割以下の者 翌年度の4月

(専攻科修学支援金の支給額等)

第3条 専攻科修学支援金は、市町村民税の所得割の課税所得額（課税標準額）に100分の6を乗じて得た額から調整控除の額を減じて得た額（算定基準額）（保護者等が2名以上いるときは、その全員の算定基準額を合算した額）により、次の各号の額を支給する。

- (1) 保護者等の算定基準額が100円未満である者 9,900円（月額）
- (2) 保護者等の算定基準額が51,300円未満である者（(1)に該当する世帯を除く。） 4,950円（月額）

2 専攻科修学支援金の支給期間は、最大24月とする。

3 専攻科修学支援金は当該受給者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

(受給資格認定申請)

第4条 専攻科修学支援金の支給を受けようとする者は、受給資格認定申請書（様式第1号）に保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添えて、別に定める期日までに学校長を通じて愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。
（支給決定）

第5条 教育長は、前条に規定する申請書を受領した場合には、その内容を審査し、専攻科修学支援金の支給又は不支給の決定を行い、学校長を通じて申請者に通知するものとする。
（支給停止等）

第6条 前条の規定により専攻科修学支援金の支給決定を受けた者（以下「受給者」という。）が休学しようとするときは、支給停止申出書（様式第2号）を、学校長を通じて教育長に提出しなければならない。

- 2 教育長は、受給者から前項の規定による支給停止申出書の提出があったときは、審査の上、学校長を通じてその結果を受給者に通知するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、受給者が休学したときは、教育長は専攻科修学支援金の支給を停止することができる。
- 4 専攻科修学支援金の支給停止の決定を受けた受給者が、復学により支給再開を希望するときは、支給再開申出書（様式第3号）を、学校長を通じて教育長に提出しなければならない。
- 5 教育長は、前項の規定による支給再開申出書の提出があったときは、審査の上、学校長を通じてその結果を支給再開申出者に通知するものとする。
（収入状況に関する届出）

第7条 受給者は、毎年度、別に定める期日までに、保護者等の収入に関する事項を、収入状況届出書（様式第4号）に保護者等の課税証明書等を添えて、学校長を通じて教育長に提出しなければならない。ただし、第6条第1項の規定により専攻科修学支援金の支給が停止されている場合にあっては、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、受給者は、保護者等について変更があったときは、収入状況届出書（様式第4号）に保護者等の課税証明書等を添えて、速やかに学校長を通じて教育長に提出しなければならない。ただし、既に当該保護者等の課税証明書等を提出している場合にあっては、これを添付することを要しない。
- 3 教育長は、受給者が、正当な理由がなく前2項の届出書を提出しないときは、専攻科修学支援金の支給の一時差止めを決定することができる。
- 4 教育長は、前項の規定による一時差止めを決定したときは、学校長を通じてその旨を当該受給者に通知するものとする。
（支給決定の取消し等）

第8条 教育長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、専攻科修学支援金の支給決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更するものとする。

- (1) 退学、除籍、転学等をしたとき。

- (2) 専攻科修学支援金の支給を辞退したとき。
- (3) 虚偽の申請等により、不正に専攻科修学支援金の支給を受けていたことが判明したとき。
- (4) 支給の決定後生じた事情の変更等により、第2条第1項第4号の要件を欠いたとき。

2 教育長は、前項の規定により支給決定を取消し又は変更したときは、受給者に通知するものとする。

(加算金の納付)

第9条 前条第1項第3号に規定する事由に該当することを理由として支給決定が取消し又は変更となった者を、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）第19条に規定する加算金の対象とする。

(支給実績の証明)

第10条 専攻科修学支援金の支給決定を取り消された者が、再び支給の申請を行う場合には、第8条第2項の規定による通知を支給申請書に添付するものとする。

2 受給者は、第8条第2項の規定による通知を紛失等した場合には、支給実績証明書交付申請書（様式第5号）により、教育長に支給実績証明書の交付を申請することができる。

3 教育長は、前項に規定する申請書を受理した場合には、支給実績証明書を受給者に交付するものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。